

大和市監査委員告示第5号

令和2年1月31日付け大和市監査委員告示第3号をもって公表した都市施設部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月27日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

監査の結果	措置の内容
<p>(道路・河川管理課)</p> <p>河川占用許可に関する事務において、占用等許可申請及び占用等許可決定がなされていないにもかかわらず、占用料の調定及び納付通知を行っているものがあった。</p>	<p>(道路・河川管理課)</p> <p>河川占用事務において、年度をまたぐ継続物件と誤認し、調定処理と納付通知を行ってしまったものです。占用者に事情説明し、調定の減額処理を行いました。今後は、申請書と許可書を複数の職員で突合するとともに、占用システムに注意メッセージが表示されるよう改修し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>(下水道経営課)</p> <p>下水道使用料賦課に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>(下水道経営課)</p> <p>過年度滞納繰越分の収入未済額の年度切り替え処理において、平成31年4月1日付けで行うべき調定が遅れたものです。今後は、年度切り替え処理の作業チェックリストを作成し、再発防止に努めてまいります。</p>